

令和7年度 一般廃棄物最終処分場水質検査(放流水)

増坪町一般廃棄物最終処分場

表1

検査項目 36項目	基準値	
	mg/L	7年度 R7.12.19
カドミウム	0.03	<0.005
全シアン	1	<0.1
鉛及びその化合物	0.1	<0.05
六価クロム化合物	0.5	<0.02
ヒ素及びその化合物	0.1	<0.002
総水銀	0.005	<0.0005
アルキル水銀化合物	N.D.	N.D.
PCB	0.003	<0.0005
トリクロロエチレン	0.1	<0.002
テトラクロロエチレン	0.1	<0.0005
ジクロロメタン	0.2	<0.01
四塩化炭素	0.02	<0.001
1, 2-ジクロロエタン	0.04	<0.002
1, 1-ジクロロエチレン	1	<0.01
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	<0.02
1, 1, 1-トリクロロエタン	3	<0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	<0.002
1, 3-ジクロロプロペン	0.02	<0.001
チウラム	0.06	<0.002
シマジン	0.03	<0.001
チオベンカルブ	0.2	<0.001
ベンゼン	0.1	<0.005
セレン	0.1	<0.01
有機燐化合物	1	<0.1
ノルマルヘキサン抽出物量 (鉱物油)	5	<1.0
ノルマルヘキサン抽出物量 (動植物油)	30	<1.0
フェノール類含有量	5	<0.5
銅含有量	3	<0.05
亜鉛含有量	2	0.01
溶解性鉄含有量	10	<0.2
溶解性マンガン含有量	10	<0.05
クロム含有量	2	<0.1
フッ素含有量	15	<0.10
ほう素含有量	50	0.2
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200	<0.10
1, 4-ジオキサン	0.5	<0.01

※ 検査結果: 全て基準値以下

※ ND 検出されないこと

表2

種別	PH	BOD	COD	SS	大腸菌数
基準値	5.8～8.6	10	10	20	300
単位		mg/L	mg/L	mg/L	CFU/100mL
4月	7.5	0.7	2.0	1	<1
5月	7.3	0.8	1.7	<1	<1
6月	7.2	<0.5	1.6	<1	<1
7月	7.0	<0.5	1.5	<1	<1
8月	7.0	<0.5	2.1	4	<1
9月	7.6	<0.5	1.8	2	<1
10月	7.4	0.6	2.5	1	<1
11月	7.4	<0.5	2.0	<1	<1
12月	7.5	<0.5	1.8	<1	<1
1月	7.9	0.6	1.8	<1	<1
2月	8.3	1.4	2.1	<3	<1
3月	7.8	1.2	1.5	2	<1

※ 検査結果: 全て基準値以下

表3 ダイオキシン類測定結果

排水基準値	R8.1.8
	測定値
10 (pg-TEQ/L)	0

※ 測定結果: 基準値以下

* 測定回数及び測定方法は、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による。

* 基準値

表1表3は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、表2は、設置届出値による。

【一般廃棄物最終処分場水質検査結果について】

甲府市の一般廃棄物最終処分場は小曲30年前、増坪24年前、西高橋15年前に埋立てが終了し、現在まで安定的な水処理を行っており、放流水質に関しましては全て基準値以下となっております。また、PH, BOD, COD, SS, 大腸菌群数はさらに厳しい上乗せ基準である公害防止協定値等を満足しています。

※最終処分場の廃止について

埋立地への降水は廃棄物層にしみ込み浸出水となり、やがて底部に敷設された集水施設を通して浸出水処理施設に集まります。この処理される前の水を保有水といい、この保有水の水質が放流水質と同じ基準を満たし、継続出来れば廃止することが出来ます。(廃止基準12項目の中で、保有水質のBOD, CODが基準を満たしていません。)

令和7年度 一般廃棄物最終処分場水質検査(放流水)

焼却灰処分地(西高橋)

表1

検査項目 36項目	基準値	
	mg/L	7年度 R7.12.3
カドミウム	0.03	<0.005
全シアン	1	<0.1
鉛及びその化合物	0.1	<0.05
六価クロム化合物	0.5	<0.02
ヒ素及びその化合物	0.1	<0.002
総水銀	0.005	<0.0005
アルキル水銀化合物	N.D.	N.D.
PCB	0.003	<0.0005
トリクロロエチレン	0.1	<0.002
テトラクロロエチレン	0.1	<0.0005
ジクロロメタン	0.2	<0.01
四塩化炭素	0.02	<0.001
1, 2-ジクロロエタン	0.04	<0.002
1, 1-ジクロロエチレン	1	<0.01
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	<0.02
1, 1, 1-トリクロロエタン	3	<0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	<0.002
1, 3-ジクロロプロペン	0.02	<0.001
チウラム	0.06	<0.002
シマジン	0.03	<0.001
チオベンカルブ	0.2	<0.001
ベンゼン	0.1	<0.005
セレン	0.1	<0.01
有機磷化合物	1	<0.1
ノルマルヘキサン抽出物量 (鉱物油)	5	<1.0
ノルマルヘキサン抽出物量 (動植物油)	30	<1.0
フェノール類含有量	5	<0.5
銅含有量	3	<0.05
亜鉛含有量	2	<0.01
溶解性鉄含有量	10	<0.2
溶解性マンガン含有量	10	0.25
クロム含有量	2	<0.1
フッ素含有量	15	<0.10
ほう素含有量	50	0.4
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200	<0.10
1, 4-ジオキサン	0.5	<0.01

※ 検査結果: 全て基準値以下

※ ND 検出されないこと

表2

種別	PH	BOD	COD	SS	大腸菌数
基準値	5.8~8.6	10	10	20	300
単位		mg/L	mg/L	mg/L	CFU/100mL
4月	7.6	<0.5	<0.5	<1	<1
5月	7.3	<0.6	<0.5	<1	<1
6月	7.2	0.5	<0.5	<1	<1
7月	7.0	<0.5	0.6	<1	<1
8月	6.9	<0.5	<0.5	<1	<1
9月	6.9	<0.5	<0.5	<1	<1
10月	7.3	0.5	<0.5	<1	<1
11月	7.4	<0.5	<0.5	<1	<1
12月	7.3	<0.5	<0.5	<1	<1
1月	7.3	<0.5	<0.5	<1	<1
2月	8.5	3.0	0.8	<1	<1
3月	8.2	1.1	1.0	<1	<1

※ 検査結果: 全て基準値以下

表3 ダイオキシン類測定結果

公害防止協定 基準値	R8.2.13
	測定値
5 (pg-TEQ/L)	0

※ 測定結果: 基準値以下

* 測定回数及び測定方法は、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による。

* 基準値

表1は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、

表2表3は、公害防止協定基準値による。

【一般廃棄物最終処分場水質検査結果について】

甲府市の一般廃棄物最終処分場は小曲30年前、増坪24年前、西高橋15年前に埋立てが終了し、現在まで安定的な水処理を行っており、放流水質に関しましては全て基準値以下となっております。また、PH, BOD, COD, SS, 大腸菌群数はさらに厳しい上乘せ基準である公害防止協定値等を満足しています。

※最終処分場の廃止について

埋立地への降水は廃棄物層に浸み込み浸出水となり、やがて底部に敷設された集水施設を通して浸出水処理施設に集まります。この処理される前の水を保有水といい、この保有水の水質が放流水質と同じ基準を満たし、継続出来れば廃止することが出来ます。(廃止基準12項目の中で、保有水質のBOD, CODが基準を満たしていません。)

令和7年度 一般廃棄物最終処分場水質検査(放流水)

小曲町一般廃棄物最終処分場

表1

検査項目 36項目	基準値	
	mg/L	7年度 R7.12.19
カドミウム	0.03	<0.005
全シアン	1	<0.1
鉛及びその化合物	0.1	<0.05
六価クロム化合物	0.5	<0.02
ヒ素及びその化合物	0.1	<0.002
総水銀	0.005	<0.0005
アルキル水銀化合物	N.D.	N.D.
PCB	0.003	<0.0005
トリクロロエチレン	0.1	<0.002
テトラクロロエチレン	0.1	<0.0005
ジクロロメタン	0.2	<0.01
四塩化炭素	0.02	<0.001
1, 2-ジクロロエタン	0.04	<0.002
1, 1-ジクロロエチレン	1	<0.01
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	<0.02
1, 1, 1-トリクロロエタン	3	<0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	<0.002
1, 3-ジクロロプロペン	0.02	<0.001
チウラム	0.06	<0.002
シマジン	0.03	<0.001
チオベンカルブ	0.2	<0.001
ベンゼン	0.1	<0.005
セレン	0.1	<0.01
有機燐化合物	1	<0.1
ノルマルヘキサン抽出物量 (鉱物油)	5	<1.0
ノルマルヘキサン抽出物量 (動植物油)	30	<1.0
フェノール類含有量	5	<0.5
銅含有量	3	<0.05
亜鉛含有量	2	<0.01
溶解性鉄含有量	10	<0.2
溶解性マンガン含有量	10	<0.05
クロム含有量	2	<0.1
フッ素含有量	15	0.45
ほう素含有量	50	2.1
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200	0.82
1, 4-ジオキサン	0.5	<0.01

※ 検査結果: 全て基準値以下

※ ND 検出されないこと

表2

種別	PH	BOD	COD	SS	大腸菌数
基準値	5.8~8.6	10	10	20	300
単位		mg/L	mg/L	mg/L	CFU/100mL
4月	8.0	<0.5	4.9	2	<1
5月	8.2	<0.5	6.9	<1	<1
6月	8.3	<0.5	6.2	<1	<1
7月	8.2	<0.5	6.0	2	<1
8月	8.2	0.5	6.1	4	<1
9月	8.3	<0.5	3.3	<1	<1
10月	8.2	0.6	3.2	<1	<1
11月	8.3	<0.5	5.8	<1	<1
12月	8.3	3.0	4.8	<1	<1
1月	8.2	2.1	6.6	<1	<1
2月	8.4	1.3	2.1	<1	<1
3月	7.8	0.8	1.4	<1	<1

※ 検査結果: 全て基準値以下

表3 ダイオキシン類測定結果

排水基準値	R8.2.13
	測定値
10 (pg-TEQ/L)	0

※ 測定結果: 基準値以下

* 測定回数及び測定方法は、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による。

* 基準値

表1表3は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、表2は、設置届出値による。

【一般廃棄物最終処分場水質検査結果について】

甲府市の一般廃棄物最終処分場は小曲30年前、増坪24年前、西高橋15年前に埋立てが終了し、現在まで安定的な水処理を行っており、放流水質に関しましては全て基準値以下となっております。また、PH, BOD, COD, SS, 大腸菌群数はさらに厳しい上乘せ基準である公害防止協定値等を満足しています。

※最終処分場の廃止について

埋立地への降水は廃棄物層にしみ込み浸出水となり、やがて底部に敷設された集水施設を通して浸出水処理施設に集まります。この処理される前の水を保有水といい、この保有水の水質が放流水質と同じ基準を満たし、継続出来れば廃止することが出来ます。(廃止基準12項目の中で、保有水質のBOD, CODが基準を満たしていません。)